

物 件 明 細

物件番号		所在地 (路線名)	八尾市教興寺一丁目238番外 (一般国道170号 荒川橋下)		交通 機関	近鉄大阪線 高安駅 東 約 750m		最 低 占用料 (年額)	112,790円/年		占用期間	5年		
3														
土地の概要								特記事項						
面 積		占用許可対象面積 112 m ²						1 平面駐輪場等、平面利用を想定しております。(自転車、バイクのみで自動車は不可)						
接面道路 の状況		西側：国道170号側道・幅員約 3.4m・舗装 有・高低差 無・北行き一方通行 東側：国道170号側道・幅員約 3.2m・舗装 有・高低差 無・南行き一方通行						2 占用期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。						
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内						3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府八尾土木事務所と協議し、以下の必要な措置を講じてください。						
		用途地域		準住居地域				① 既設フェンス等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、八尾土木事務所と協議してください。また、橋脚が車両等の衝突により損傷しないよう、適切な場所に高さ1メートル程度の保護柵等を設置してください。						
		地域地区		—				② 交通法規を遵守するとともに、原則車両の入庫は西側、出庫は東側から行ってください。						
		建ぺい率		60%		容積率		200%		・西側から入庫の際は、入口の前の左側路肩で一旦停止し、後方の安全を確認してから入庫してください(二段階での入庫)。また、利用者へ注意喚起するための看板の設置をしてください。				
	その他の 法令等	・道路法(一般国道170号区域内) ・消防法 ・文化財保護法(郡川遺跡)						・東側から出庫の際は、車道(側道)へ飛び出さないように利用者に対し出口に「一旦停止」の掲示などの注意喚起するとともに、床面表示を行ってください。また、車両の出庫は一台ずつ行ってください。						
その他条件		・火気厳禁						③ 交通安全上及び防犯上の観点から、対象地の内部及び出口部に照明を設置してください。また、対象地に第三者が侵入等しないようフェンスや扉を設置し、入出庫のない時間帯は施錠してください。						
供給 処理 施設の 状況	区分	配管等の状況				照会先及び電話番号								
		対象地周辺		対象地内										
	公営 水道	本管		引込管		大阪広域水道企業団 八尾水道センター 072-923-6311								
		有		無										
	電気	配電線		引込線		関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081								
		有		無										
	都市 ガス	本管		引込管		大阪ガスネットワーク株式会社ガス導管ダイヤル 0120-544-209								
		無		無										
公共 下水道	本管		引込管		八尾市下水道部下水道指導課 072-924-3861									
	無		無											
4 電気の引込みについては、大阪府八尾土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、すべて占有者において行ってください。なお、本国道(歩道を含む)上には、電柱等を設置することができません。 (お問い合わせ先) 大阪府八尾土木事務所 管理課 電話072-994-1515(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話0800-777-3081														

特記事項

- 5 対象地の一部は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「郡川遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。
(お問い合わせ先)
八尾市魅力創造部 観光・文化財課 電話072－924－8555
- 6 橋梁などの管理施設は定期点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合や、緊急時に補修や点検を実施することがあります。また定期的に補修工事を実施します。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
なお、5年ごとに橋梁点検を予定しておりますので、橋脚周辺等の利用にあたっては、大阪府八尾土木事務所維持保全課と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府八尾土木事務所 維持保全課 電話 072-994-1515(代)
- 7 橋梁点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用については、占用者の負担となります。
- 8 高架下は、天井から水滴が落ちることがあり、また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めをおいませので、あらかじめご了承ください。
- 9 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 10 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。
- 11 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。
- 12 対象地には過去の公募により落札された現占用者がいます。現占用期間は最長で令和9年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和9年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占用者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までに予め現占用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占用者と本公募により決定された占用者との譲渡契約等には一切関与しません。

(1)位置図（物件番号：第3号）



出典：国土地理院ウェブサイト



出典：国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第3号)

